

2026年1月末日有効期限のMR認定証の更新要項

公益財団法人MR認定センター

更新するには、「MR学習ポータル」の利用登録が必要です。

MR認定証の更新対象者は、MR認定要綱第29条に則り、基礎教育の知識レベルを客観的に評価するために、MR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを修了する必要があります。

1. 更新対象者

今年度の対象者は、MR認定証の有効期限が2026年1月末日の方です。なお、2022年1月末日～2025年1月末日の方も認定証の更新の特例により更新が可能です。

2. 更新要件

MR認定証の更新要件は、MR認定証の有効期限の前年度までの5年間の導入教育または継続教育の修了認定となっています。

① 更新に必要な5年間（2020年度～2024年度）の基礎教育が修了している場合

MR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを24問全問正解することで更新の申請を行うことができます。

② 基礎教育に1年以上の未修了年度がある場合

更新の際にMR学習ポータルに掲載された更新時確認ドリルを540問全問正解することで、更新の申請を行うことができます。

3. 更新後のMR認定証区分について

認定証の更新は、MR認定要綱細則第31条に則り以下の措置とします。

更新申請された者のうち、更新に必要な最終年度の実務教育を修了認定されている場合はMR認定証が交付され、未修了の場合はMR基礎教育限定認定証（以下、「限定認定証」という）が交付されます。

なお、限定認定証を保有している人がMR職に復帰する場合は、企業が実施するMR復帰プログラムを修了することで、申請により限定認定証からMR認定証に切り替えることができます。

MR認定要綱*¹第29条～第31条を参照してください。

4. 更新申請の特例措置の対象者と更新要件

MR認定要綱細則*²第31条に則り以下の措置とします。

対象者は有効期限が2022年1月末日～2025年1月末日の方です。

上記の該当者で更新に必要な5年間のうち1年以上所定の教育研修が未修了の者は、今年度の更新時確認ドリル540問を終了することで更新の申請を行うことができます。上記の該当者で更新に必要な5年間の基礎教育を修了している者は、今年度の更新時確認ドリル24問を終了することで更新の申請を行うことができます。

ただし、更新後のMR認定証の有効期限は、更新時確認ドリルを受講した時に交付されていた認定証に記載された有効期限から5年間となります。

*¹センターのホームページに掲載しています。

*²センターのホームページに掲載しています。

5. 更新の手順

MR認定証の更新申請は、有効期限の前年の8月から可能になります。MR学習ポータルから次の手順で行います。

① MR学習ポータルへログイン(<https://mrportal.study.jp/rpv/>)

新規利用者は、MR学習ポータルのログイン画面にある「新規登録はこちら」より、アカウントを作成します。センターコード又は認定証登録番号、氏名（カタカナ）、メールアドレスを入力します。登録したメールアドレスにURLが届きますのでログインしてください。

すでにアカウントを持っている利用者は、MR学習ポータルのログイン画面より、ユーザIDとパスワードを入力し、ログインしてください。

② 更新時確認ドリルの終了

MR認定証の更新に必要な5年間の基礎教育を修了している人は、更新時確認ドリルを24問全問正解することで終了します。5年間のうち1年でも未修了年度がある場合は、更新時確認ドリルを540問全問正解することで終了します。期限内に終了しなければ当該年度内にMR認定証の更新手続きができなくなりますのでご注意ください。

更新時確認ドリル実施期間は、2025年8月1日～2026年1月31日です。

③ MR認定証または限定認定証に掲載する写真のアップロード

更新時確認ドリルを終了すると「マイページ」の「写真登録」に「登録」ボタンが表示さ

れます。この写真はMR認定証又は限定認定証に掲載されるものなので、6ヶ月以内に撮影したカラー写真、トリミングなどを除き加工されていない、正面、無帽、無背景の写真、適切なサイズの写真としてください。また、紙の証明写真をカメラで撮影してアップロードするのはおやめください。一度写真を登録すると変更ができませんのでご注意ください。

④ 更新申請

「写真登録」が完了すると続けて「MR認定証更新申請」の申請が行えます。

写真の登録だけでは認定証の発行はできませんので、期限内に必ず更新申請を行ってください。

⑤ 更新期間

2025年8月1日～2026年3月31日

毎月月末に申請を締め切り、翌月末にMR認定証または限定認定証を発行します。認定証には有効期限があります。MR活動時のMR認定証の携行が義務化されましたので原則として、有効期限が切れる前に手続きをしてください。

6. 更新料

1) 更新料は次のとおりとします。

MR認定証更新料 5,500円（税込）

2) 更新料の支払い方法は、クレジット決済またはコンビニ決済の先払いとなります。

3) 払い込みされた更新料は、原則として返金しません。

7. MR認定証の発送

毎月月末に申請を締め切り、翌月月末にMR認定証を発送します。

8. 認定証の停止又は取り消しについて

認定証を取得したMRが、法令、規範及び各種ルールに反する行為などMRとしての品位を著しく損なうような行為のあったときは、センター理事長は、認定証の停止又は取り消し処分を行うことがあります。

本件についての申込み・問い合わせ先

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町3-3-4 日本橋本町ビル
公益財団法人MR認定センター 試験事業部